

○鹿児島県公衆浴場法施行細則

昭和44年8月1日

規則第68号

改正 昭和56年4月27日規則第27号 昭和61年6月23日規則第64号
平成12年3月31日規則第41号 平成13年3月30日規則第25号
平成15年3月28日規則第30号 平成17年3月25日規則第35号
平成28年3月29日規則第21号 令和3年3月30日規則第32号
令和5年12月12日規則第53号

鹿児島県公衆浴場法施行細則をここに公布する。

鹿児島県公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 省令第1条第5号に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入浴料金（入場料金等を含む。）の額
- (2) 条例第2条第2項第3号に規定する特殊公衆浴場を經營しようとする場合にあつては、異性の入浴者に接触する役務の提供の有無
- (3) 管理者を置く場合にあつては、管理者の住所、氏名及び生年月日

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業施設の構造設備を明示した図面
- (2) 営業施設を中心とした半径400メートル以内の見取図及び最寄りの一般公衆浴場との距離を表示した位置図
- (3) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水

(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)
に、水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により
供給される水をいう。以下同じ。)以外の水を使用する場合にあつては、これらの湯
水の水質検査の結果を記載した書類

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(昭61規則64・令3規則32・令5規則53・一部改正)

(地位の承継の届出等)

第2条の2 法第2条の2第2項の規定により、浴場業の譲渡による営業者の地位の承継
の届出をしようとする者は公衆浴場営業譲渡承継届(別記第1号様式の2)を、相続に
よる営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業相続承継届(別記第2
号様式)を、合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業合
併承継届(別記第3号様式)を、分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする
者は公衆浴場営業分割承継届(別記第3号様式の2)を知事に提出しなければならな
い。

2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、別記第4号様式による。

(昭61規則64・追加、平13規則25・令5規則53・一部改正)

(許可書の交付等)

第3条 知事は、法第2条第1項の規定により営業の許可をしたときは、許可書(別記第
5号様式)を申請者に交付するとともに、公衆浴場施設台帳(別記第6号様式)に記載
するものとする。

2 知事は、前項の許可をする場合、法第2条第4項の規定により、次の各号に掲げる条
件を付することができる。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可の日から6箇月以内に営業を開始すること。
- (2) 正当な理由がなく、又は届出をしないで引き続き6箇月以上営業の全部を停止しな
いこと。
- (3) 特殊公衆浴場にあつては、一般公衆浴場と同様な形態の営業行為をしないこと。
- (4) その他知事が必要と認めて指示する事項を措置すること。

(昭61規則64・一部改正)

(変更等の届出)

第4条 営業者(営業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)は、第2条の申請書に
記載した事項を変更したときは、公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届(別記第7号

様式)に、その変更事項を証するに足る関係図面等を添付して知事に提出しなければならない。

2 営業者は、営業の全部又は一部を停止したときは、公衆浴場営業停止届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

3 営業者(営業者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の届出義務者)は営業の全部又は一部を廃止したときは、公衆浴場営業廃止届(別記第9号様式)に、営業の一部を廃止した場合を除き、許可書を添付し、知事に提出しなければならない。

(昭61規則64・一部改正)

(浴室等の構造設備の基準)

第5条 条例第4条第15号の規則で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器に係る構造設備の基準

ア ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)を再利用するために浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を設置している場合にあつては、浴槽ごとに設置するよう努めること。

イ ろ過器を設置している場合にあつては、当該ろ過器は、1時間当たりの浴槽水の処理能力が浴槽の容量以上のものであり、かつ、当該ろ過器のろ材は、逆洗浄(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。以下同じ。)が十分に行えるものであるとともに、浴槽水が当該ろ過器に入る前の位置に集毛器(浴槽水を再利用するために浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)を設置すること。

ウ ろ過器を設置している場合にあつては、浴槽水の消毒に用いる塩素系の薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が当該ろ過器に入る直前の位置に設置されている構造であること。

(2) 浴槽に係る構造設備の基準

ア 原湯及び原水の配管は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽に直接供給する構造であること。

イ 循環式浴槽(温泉水等の使用量を少なくする等のために浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。)にあつては、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い部分で補給する構造であること。

(3) オーバーフロー水に係る構造設備の基準

オーバーフロー水（浴槽からあふれた浴槽水をいう。以下同じ。）及び回収槽（オーバーフロー水を回収する設備をいう。以下同じ。）の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続せず、回収槽は地下への埋設を避け、その内部の清掃が容易に行える位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水をレジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる設備が設けられていること。

(4) その他の設備に係る構造設備の基準

ア 打たせ湯及びシャワーを設置している場合にあつては、当該打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を使用する構造であること。

イ 気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置等の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を用いない構造であるとともに、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、かつ、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ウ 屋外にも浴槽を設置している場合にあつては、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水が混ざらないような構造であること。

エ 水位計を設置している場合にあつては、当該水位計は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

オ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該貯湯槽内の湯を適切に排水できる構造であること。

カ 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯水の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該調節箱は清掃しやすい構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど消毒できる構造であること。

（平15規則30・追加，令3規則32・一部改正）

（浴室等の衛生措置の基準）

第6条 条例第4条第16号の規則で定める衛生措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 水質に係る衛生措置の基準

ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるた

め、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合は、色度、濁度、pH値及び有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ 浴槽水の水質は、別表第2の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合は、濁度及び有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

ウ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水についてはアの検査を、毎日浴槽内の湯水の全てを換水している浴槽水についてはイの検査を1年に1回以上行い、毎日浴槽内の湯水の全てを換水していない浴槽水についてはイの検査を1年に2回以上（浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合には、1年に4回以上）行い、その結果は、検査の日から3年間保存すること。

(2) 浴槽水に係る衛生措置の基準

ア 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより^{いつ}溢水させ、清浄に保つこと。

イ 浴槽水は、毎日その全てを換水すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、1週間に1回以上浴槽水の全てを換水すること。

ウ 浴槽水は、塩素系の薬剤を使用して消毒し、その残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる要件のいずれかを満たすよう管理するとともに、当該測定結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合、又は他の消毒方法を使用する場合にあつては、他の適切な衛生措置を講ずること。

(ア) 遊離残留塩素濃度は、通常時において1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないように努めること。

(イ) 結合塩素のモノクラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

(3) 貯湯槽に係る衛生措置の基準

ア 貯湯槽を設置している場合にあつては、通常の使用状態において、当該貯湯槽内

の湯全体の温度を摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

イ 貯湯槽を設置している場合にあつては、定期的に当該貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ウ 貯湯槽を設置している場合にあつては、当該貯湯槽の設備の破損等及び温度計の性能の確認を行うこと。

(4) オーバーフロー水に係る衛生措置の基準

オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒すること。

(5) その他の衛生措置の基準

ア 打たせ湯及びシャワーを設置している場合にあつては、当該打たせ湯及びシャワーには、原湯又は原水を使用するとともに、1週間に1回以上内部の湯水が置き換わるように通水すること。

イ シャワーを設置している場合にあつては、当該シャワーのシャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検するとともに、これらの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

ウ 気泡発生装置等を設置している場合にあつては、これらには当該浴槽内の湯水の全てを換水し、かつ、浴槽に供給されて24時間以内の浴槽水を使用するとともに、これらの内部に生物膜が形成されないように適宜清掃し、及び消毒すること。

エ ろ過器を設置している場合にあつては、1週間に1回以上、当該ろ過器を十分に逆洗浄をして汚れを排出するとともに、循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。

オ 消毒設備を設置している場合にあつては、当該消毒設備の維持管理を適切に行うこと。

カ 集毛器を設置している場合にあつては、当該集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

キ 調節箱を設置している場合にあつては、当該調節箱の生物膜の状況を監視し、必

要に応じてその内部を清掃し、及び消毒すること。

ク 水位計配管を設置している場合にあつては、当該水位計配管を1週間に1回以上適切な消毒方法で消毒して生物膜を除去すること。

ケ 浴槽に湯水がある場合にあつては、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

コ 入浴施設等に係る配管の状況を図面等により正確に把握して不要な配管を除去すること。

サ 浴槽水の換水に当たつては、入浴施設等に係る配管内の浴槽水を適切に排水すること。

シ 営業者は、自主的に施設の衛生管理を行うための手引書及び点検表を作成して、従業員にその内容を周知徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ス 浴槽水を河川、湖沼その他の公共の水域に排水する場合にあつては、環境保全のため必要な処理を行うこと。

2 営業者は、前項第1号ウの水質の検査を行った場合において、その結果が同号ア又はイの基準に適合していないときは、その旨を当該検査に係る公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(平15規則30・追加，令3規則32・一部改正)

(掲示)

第7条 営業者（条例第2条第2項第3号に規定する特殊公衆浴場の営業者を除く。）

は、入浴者の見やすい場所に次の入浴者心得事項を掲示しなければならない。

- (1) 7歳以上の男女は混浴しないこと。
- (2) 浴槽に入る前には身体を洗うこと。
- (3) 浴槽内において頭髪を洗い、若しくは、石けん、ぬか洗い粉などを使用し、又は浴場を著しく不潔にするような行為をしないこと。
- (4) 浴場において、放歌、高声等他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (5) その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(平12規則41・一部改正，平15規則30・旧第5条繰下・一部改正，令3規則32・一部改正)

(書類の経由)

第8条 省令及びこの規則の規定により知事に対して提出する申請又は届出に係る書類

は、当該書類に係る公衆浴場の所在地を管轄する保健所長を経由して、提出しなければならない。

ならない。

(昭61規則64・全改, 平15規則30・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 公衆浴場法施行細則（昭和23年鹿児島県規則第88号）は、廃止する。

附 則（昭和56年4月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年6月23日規則第64号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第25号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第30号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則第5条の規定は、この規則の施行の日から3年間は、適用しない。

附 則（平成17年3月25日規則第35号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則別記第5号様式による営業許可書は、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則別記第5号様式による営業許可書とみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第21号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第32号）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第7号様式か

ら別記第9号様式までの改正規定並びに次項の規定 令和3年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和3年7月1日

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、その構造設備の変更をするまでの間は、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則第5条の規定は、適用しない。

附 則（令和5年12月12日規則第53号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第6条関係）

（令3規則32・全改）

事項	検査方法	基準
色度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める比色法，透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2度以下であること。
pH値	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素(TOC)の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については水質基準省令による廃止前の水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号。以下「旧水質基準省令」という。）に規定する滴定法	全有機炭素(TOC)の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

備考 有機物等について，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の

理由により全有機炭素(TOC)の量を基準とすることが不適當と認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。

別表第2（第6条関係）

（令3規則32・全改）

事項	検査方法	基準
濁度	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法，透過光測定法，連続自動測定機器による透過光測定法，積分球式光電光度法，連続自動測定機器による積分球式光電光度法，連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	5度以下であること。
有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素(TOC)の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量については旧水質基準省令に規定する滴定法	全有機炭素(TOC)の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年／厚生省／建設省／令第1号）第6条に規定する方法。ただし，同令別表第1に規定する希釈試料の調製は行わず，浴槽水をそのまま試料とすること。	1ミリリットル中に1個以下であること。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

備考 有機物等について，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量を基準とすることが不相当と認められる場合は，過マンガン酸カリウム消費量の基準によるものとする。